参議院島根県選出議員選挙・参議院比例代表選出議員選挙

投票日 7月29日(日) 午前7時～午後8時

※一部の投票所は午後7時まで

第21回参議院議員通常選挙が、7月12日㈭に公示されます。

投票日は7月29日㈰。これからの国政の行方を決める大切な選挙です。一人ひとりがよく考え、みんなで投票しましょう。

今回の選挙から変わることは…

☆投票所が一部変わります（4ページ）

☆平田・大社地域の一部の投票所の投票時間を短縮します（2ページ）

☆どの地域の期日前投票所でも投票できます（3ページ）

出雲市で投票できる人

出雲市で投票できるのは、市の選挙人名簿に登載されている人です。

選挙人名簿に載っているのは、昭和62年7月30日までに生まれた人で、今年4月11日までに出雲市へ転入の届出をした人です。

なお、7月2日現在の住所地の投票区（投票所）での投票になります。この日以降に市内で住所が変わった人はご注意ください。

また、今年の4月12日以降に転入の届出をした人は、出雲市転入前の住所地で投票できます。

投票についてのおたずねは市選挙管理委員会までお願いします。

投票所の入場券

入場券は、7月12日㈭までに、はがきで郵送します。

有権者1人につき、はがき1枚が届きます。

配達の都合で、近隣ある いは同一世帯でも日にちがずれて届くことがありますので、ご了承ください。

なお、入場券をなくしたり、忘れたりした場合でも投票はできます。本人であることが確認できる証明書（運転免許証、保険証など）を持参し、選挙当日に投票所の職員に申し出てください。

選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見などが掲載された選挙公報は、7月25日㈬に新聞折り込みで各家庭に配ります。

山陰中央新報、読売、朝日、毎日、産経、中国の各新聞に折り込む予定ですが、これらの新聞を購読していないなどの理由により届かない家庭は、市役所本庁および各支所、コミュニティセンター、広報文書の拠点配布場所に置いてありますので、お取りください。

ポスター掲示場

市内535か所に公営ポスター掲示場を設置します。ポスターが破れたり、はがれたりしているのを見かけた人は、市選挙管理委員会または各支所まで連絡してください。

投票について

●投票日／7月29日㈰

●投票所／4ページ参照

●投票時間／午前7時から午後8時まで（一部の投票所は午後7時まで）

午後7時までの投票所は

【出雲地域】

・上津、稗原、朝山、乙立地区の各投票所

【平田地域】

・灘分地区：吉田技建事務所倉庫

・鰐淵地区：鰐淵小学校猪目分校

・東地区：北垣上集会所

・北浜地区：塩美集会所

・伊野地区：西地合公民館

【佐田・多伎地域】

・すべての投票所

【大社地域】

・鵜鷺地区の各投票所

投票日 7月

投票に行けない人は 期日前投票

仕事やレジャーなどで忙しい人は

投票日当日に、次の理由などで投票所に行くことができない場合には、期日前投票ができます。

・投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定がある。
・レジャーや買物などの私用で、投票日に投票区域にいない。

今回の選挙から、どの地域の期日前投票所でも投票できるようになります。

●入場券を持参してください。また、入場券をなくしたり、忘れたりした場合は、本人であることを確認できる証明書を提示してください。

●ところ／市役所本庁または各支所

期日前投票所（受付時間）午前8時30分～午後8時（期間中は、土・日曜・祝日も開設します）

※開設期間が左記のとおり異なります。

【7月13日㈮～28日㈯】

◎出雲市役所本庁中庭（左図参照）

◎平田支所第2分庁舎1階会議室

◎大社支所1階ロビー

【7月19日㈭～28日㈯】

◎佐田支所1階ロビー

◎多伎支所2階会議室

◎湖陵コミュニティセンター1階研修室（湖陵支所隣）

身体に障害のある人や入院中の人などは 不在者投票

郵便による不在者投票

次のいずれかに該当する人は郵便による不在者投票ができます。本人の署名による投票用紙などの請求が必要です。

●身体障害者手帳をお持ちの人

◇両下肢、体幹、移動機能の障害で1級・2級

◇心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害で1級・3級

◇ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で1～3級

●戦傷病者手帳をお持ちの人

◇両下肢、体幹の障害で、特別項症～第2項症

◇内臓機能の障害で、特別項症～第3項症

●介護保険被保険者証をお持ちの人

◇要介護区分が「要介護5」

代理人投票もできます

代理人が本人に代わり記載する不在者投票は、右記に加え、次のいずれかに該当することが必要です。

●身体障害者手帳をお持ちの人

◇上肢、視覚の障害で1級

●戦傷病者手帳をお持ちの人

◇上肢、視覚の障害で特別項症～第2項症

病院、施設や一時滞在地での不在者投票

県の指定する病院や老人ホームなどの施設に入院または入所している人は、申し出によりその病院や施設などで投票できます。

また、長期出張などで公示日から投票日まで市内にいない人は、滞在先の市町村役場で不在者投票ができます。

手続きは公示前から受け付けますので、早めに市選挙管理委員会へご連絡ください。

選挙についてのおたずねは 市選挙管理委員会 ☎㉑6559

平田支所	☎(63)5555
佐田支所	☎(84)0111
多伎支所	☎(86)3111
湖陵支所	☎(43)1212
大社支所	☎(53)2339